（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第六条　特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～四　略］ 五　それらの局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針（同項に規定する価額競争実施指針をいう。次条第八号において同じ。）の規定に基づくものであること。 六　［略］ （その他の特定無線局） **第三条**　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、前条に規定する特定無線局以外のものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～七　略］ 八　それらの局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針の規定に基づくものであること。	（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ 五　［同上］ （その他の特定無線局） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十六号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第一項の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日　　文部科学大臣　松本　洋平

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一次試験の一部免除） **第六条**　［略］ ２　前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目を免除する。 一　［略］ 二　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二項第三号に規定する高度試験に合格した者　情報工学部門の専門科目	（第一次試験の一部免除） **第六条**　［同上］ ２　前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目を免除する。 一　［同上］ 二　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第九条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第三号に規定する高度試験に合格した者　情報工学部門の専門科目
備考　表中の［　］の記載は注記である。	